



育児・健康相談(9月)
 日下表の通り 日>相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参 日育児相談=こども保健課(☎231-1447)、健康相談=成人保健課(☎231-1935)
 [育…育児相談 健…健康相談 骨…骨量測定]

場 所	日 曜	内 容	
		10:00 ~ 12:00	
唐戸保健センター	2 金	育	
豊北保健センター	2 金	育	
安岡公民館	6 火	健・骨	13:30~15:30
六連島魚村センター	9 金	健	
豊田子育て支援センター	13 火	育	
菊川保健センター	21 水	育	
山陽保健センター	23 金	育	
川棚子育て支援センター	30 金	育	

●離乳食編 日生後4カ月~6カ月ごろの赤ちゃんと保護者 日所
 ①10月4日(火) 日唐戸保健センター、
 ②10月21日(金) 日長府東公民館
 ▽各日午前10時30分~11時45分
 日各日20組 日料100円



母親学級
 日妊娠中の方 日9月21日(水)午後1時30分~3時 日所新下関保健センター 日内出産のはなし、赤ちゃんのいる生活について 日師保健師、助産師 日定30人(予約制) 日特母子健康手帳
 日申こども保健課(☎231-1447)



ひとり親家庭の方などの福祉の増進と経済的自立の促進のため、進学にかかる費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで通常1カ月以上かかりますので、早目に相談を。日申請前に事前面談が必要(予約) ※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、申請

子育て編 日生後8カ月~1歳ごろの赤ちゃんと保護者 日所③10月24日(月)午前10時~11時30分 日新下関保健センター 日定30組 日申電話で、①9月5日(月)から唐戸保健センター(☎231-1233)、②9月21日(水)から山陽保健センター(☎246-3885)、③9月26日(月)から新下関保健センター(☎263-6222)へ。
母子父子寡婦福祉資金の貸付について
 日こども保健課(☎231-1447)

昔あそび 日9月19日(月)午後1時30分~3時30分 日定50人 日料100円 ●写真くらぶ・動画編 日9月22日(木)午後1時30分~3時 日師高松博由樹氏(映像クリエイター) 日定12組 日日ビデオカメラか動画撮影機能付きのデジタルカメラ ●秋の子育てフリマ 日大人 日9月24日(土)午後1時~3時 ※詳細は、当館ホームページで確認してください
 日申こども家庭課(☎227-2581)



額の減額や、貸し付けができない場合あり
 日市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦、父母のいない児童 ※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 日申請期限 日毎月10日
ふくふくこども館のイベント
 日こども家庭課(☎231-1358)

児童扶養手当の現況届はお済みですか
 児童扶養手当の認定を受けていて現況届を提出していない方は、至急提出してください。提出がない場合、手当を受けられなくなります。
 日申こども家庭課、各総合支所市民



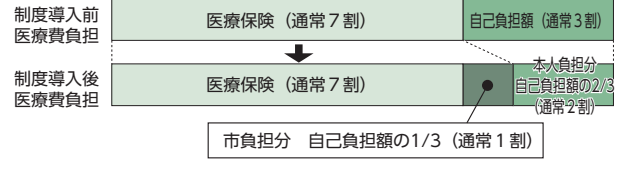
10月1日から、小学生と中学生を対象とした「子ども医療費助成制度」が始まります

日こども家庭課(☎231-1928)

●助成の対象者
 本市に住所があり、医療保険に加入している小学生、中学生(満6歳に達する日以後最初の4月1日から、満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方) ※生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者、重度心身障害者医療費助成制度対象者など、他の公的医療保険制度等で自己負担額の全額を助成される方を除きます
●その他
 乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の変更はありません。
 ※10月1日(土)までに受給者証が届かない場合はご連絡してください
 ※10月1日(土)以降の住所などの変更は、各種変更届が必要です
 ※入院や複数回の通院などで医療費が高額になる場合には、限度額適用認定の手続きをお願いします
 ※受給者証に同封の案内や市のホームページを確認してください

●制度の内容
 10月1日(土)以降は、病院などの医療機関を受診の際に、保険証と一緒に子ども医療費助成制度の受給者証を提示していただくと、医療保険適用の医療費から医療保険や公費が負担する分を差し引いた自己負担額の3分の1(通常、医療費の1割)を本市が助成します。
 ※全額助成ではありません
 ※医療機関窓口での支払いが、通常、医療費の3割から2割になります
 ※事前の申請は不要で、対象になる方には、9月下旬に、住民票の住所に受給者証(桃色)を送付します
 ※今回の受給者証は、有効期間が平成29年3月31日(金)までです
 ※所得制限はありません

子ども医療費助成制度(イメージ)



生活課へ。※住所管内の窓口へ提出してください

▽子ども家庭課(☎231-1928)

児童館のイベント

●ひかり童夢(☎229-0980)

▽シャボン玉遊びⅡ

乳幼児の親子 回9月13日(火)午前11時

▽でんとうぶんかひかり

童夢教室Ⅱ 小学生

回9月17日(土)午後1時10分

●ひこまる(☎266-3321)

▽栄養士さんのお話Ⅱ 乳幼児の親子

回9月7日(水)午前11時

▽シャボン玉遊びⅡ 乳幼児の親子

回9月16日(金)午前11時

●宇賀児童館(☎776-0001)

▽親子リトミックⅡ 乳幼児の親子

回9月14日(水)午前11時

▽プチ運動会Ⅱ 幼児と保護者など

回9月28日(水)午前11時



福祉・医療

介護予防教室

「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいき

とした生活が送れるよ

う、筋力トレーニング

や転倒予防体操などを

行います。※1人1教室まで ※各教室全12回程度



市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方、介護認定を受けていない方 所回

①長府公民館Ⅱ 隔週水曜日の午前10時～11時30分

②長府東公民館Ⅱ 隔週木曜日の午前10時～11時30分

③吉田公民館Ⅱ 隔週火曜日の午前10時～11時30分

④豊浦多世代交流センター(豊浦町豊洋台)Ⅱ 隔週金曜日の午後2時～3時30分

⑤定20～25人 回①②9月23日(金)までに電話で、長府地域包括支援センター(☎227-3151)、③9月23日(金)までに東部地域包括支援センター(☎249-2015)、④9月30日(金)までに豊浦地区地域包括支援センター(☎775-2941)へ。※11月以降の開始分は、10月以降の市報でお知らせする予定です

回長寿支援課(☎231-1340)

特別障害者手当等の現況届等の提出について

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定を受けている方は現況届・所得状況届を、特別児童扶養手当の認定を受けている方は所得状況届を提出してください。提出がないと、引き続き手当を受けられなくなります。

回9月12日(月)までに、障害者支援課、各総合支所市民生活課へ。

回障害者支援課(☎231-1917)

敬老の行事

(祝典・敬老会・敬老のつどい)

回平成28年度中に80歳以上になる方 ※対象者には案内します

●本庁管内Ⅱ回9月18日(日) 午前の部(午前10時30分～正午)Ⅱ本庁・彦島地区の対象者

▽午後2時～3時30分Ⅱ彦島地区を除く本庁11支所地区の対象者 所海峡マッセ下関

回長寿支援課(☎231-1168)

●菊川総合支所管内Ⅱ回9月10日(土)午前11時～午後1時30分 所アブニール

回菊川総合支所市民生活課(☎287-4006)

●豊田総合支所管内Ⅱ回9月10日(土)午前9時30分～11時30分 所豊田生涯学習センター

回豊田総合支所市民生活課(☎766-2687)

●豊浦総合支所管内Ⅱ回9月10日(土)午前11時～午後2時 所5地区の各会場

回豊浦総合支所市民生活課(☎772-4021)

●豊北総合支所管内Ⅱ回9月10日(神田)、11日(角島)、17日(神玉、田耕)、18日(滝部)、19日(阿川)、22日(粟野)※いずれも午前11時～午後2時 所7地区の各会場

回豊北総合支所市民生活課(☎782-1958)



保険・年金

各総合支所市民生活課

▽菊川(☎287-4003)

▽豊田(☎766-2180)

▽豊浦(☎772-4023)

▽豊北(☎782-1922)

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和26年10月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方 所介護保険被保険者証、本人確認ができる書類 所介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

回介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課

特定健診の受診はお済みですか

国民健康保険に加入している40歳～74歳の方が対象です。生活習慣病は、健診により病気の発症を予防・早期発見できますので、ぜひ受診してください。受診券を紛失した方は、再発行します。受診した方は、再発行し受診した方、国保人間ドックを利用した方は申し込みできません

回平成29年3月25日(土)まで

市内の協力医療機関へ事前に電話などで確認を。

●集団健診Ⅱ回11月9日(水) 所玄洋公民館 料1000円 回9月30日(金)までに電話か直接、保険年金課へ。

回保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

保険証がカードに変わります

9月20日以降に国民健康保険加入の手続きをされた世帯には、これまでの世帯全員の名前の記載のある保険証ではなく、個人別のカードになった保険証を交付します。

現在、平成28年11月30日が有効期限の保険証(世帯証)を持っている世帯には、11月中に保険証(カード)を世帯主宛に送付します。

今後は1人1枚の保険証となりますので、紛失などに注意して、大切に保管してください。

新しい保険証(カード)を受領した後に医療機関で受診する場合は必ず新しい保険証(カード)を窓口で提示するようお願いいたします。

70歳以上の方の保険証(カード)は、保険証と高齢受給者証が一体化されたものを交付します。保険証には、これまで高齢受給者証に記載されていた負担割合も記載されます。

回保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課